

いじめ防止対策基本方針

堺市立金岡小学校

1. 「いじめ」に対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こり得る」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」であるとの考え方を基本に、下記の共通認識をもち対応することとする。

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為である。

当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。

（※1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童，塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を示す。

（※2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 「いじめ」の認知についての留意点

- ①けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、「いじめ」に該当するか否かを判断すること。
- ②「いじめ」には多様な態様があることに注意を払いつつも、法的な対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」という要件を第一に重要視すること。
- ③「いじめ」は、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、「いじめ」ではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもつこと。また、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知すること。

（解決済みでも、「いじめ」認知はすること）

(3) 「いじめ」防止対策における基本姿勢

- ①教師は子どもをからかったり、子どものことをネタにして冗談を言ったりするなどコミュニケーションの手段として子どもを冗談の対象にしない。
- ②子どもたちにはどんな小さなことでも、友だちをからかったり、友だちのことをネタにして冗談を言ったりしないよう指導する。
- ③教師は子どもの言動に対して敏感な感性をもち、ひとを小馬鹿にしたり傷つけたりするような言動が見られた場合には、「今の言い方（態度）はどうか？」等すぐに指導する。たとえ冗談で言ったことが分っていたとしても、「言われた人（された人）がどんな気持ちになるか分かって言っ

た（した）のですか。」等あいまいにすることなく指導する。これを見過ごしたり、教師が一緒になって面白がったりすると、誰かをいじめたり、面白がって人を小馬鹿にする風潮があつという間に広がるため、教師はどんな場合にも丁寧な対応を行う。

- ④児童にいじめ、からかいに対する敏感な感性を育て、いじめの芽となる言動に対して互いに注意し合ったり先生に相談したりする雰囲気を学校全体につくる。このように、全教職員がいじめに対する敏感な感性をもち、「いじめは許されない」「いじめを見逃さない」「指導によっていじめは防止できる」という共通の認識で、いじめの未然防止、早期発見・解決に努める。

(4) 「いじめ」防止対策に向けた活動

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①児童が「いじめ」問題を自分のこととして考え、自ら防止活動ができる集団づくりに努める。
- ②道徳・特別活動を通して、規範意識や思いやりのある集団の在り方等についての学習を深める。
- ③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- ④教職員の言動で「いじめ」を誘発・助長・黙認することがないように、言動に細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感をもち、「いじめ」防止への取組を定期的に点検し、学校全体で改善充実を図る。
- ⑥子ども理解、発達障害などに関する教員研修の充実、「いじめ」相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦地域や関係機関と定期的な「いじめ」事象の情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ⑧一人ひとりの自尊感情を大切にしたい、わかりやすい授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- ⑨保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、運動・スポーツや読書などで発散したり、周りの人に相談したりすることにより、ストレスを解消や軽減させるソーシャルスキルトレーニング等について啓発・指導を行う。

2. 「いじめ」早期発見に向けて

- (1) いじめ事象の発生を疑う。（例：「いじめ対応チェックリスト」等の活用）
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。（例：アンケート調査、個別面談等）
客観的被害・主観的被害の双方を重視して事態を把握する。
- (3) 子どもの言動・行動を注視する。（例：問題行動チェックリスト等の作成）
- (4) 保護者と情報を共有する。（例：連絡ノート、電話・家庭訪問、子ども会やPTAの会議等）
- (5) 地域と日常的に連携する。（例：地域行事への参加や交流、関係機関との情報共有等）
- (6) 教職員相互が丁寧に対応、記録を行い、積極的に児童の情報交換を行う。

3. 「いじめ」早期解決に向けて

「いじめ」問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子ども・保護者が納得する解決をめざす。

- (1) 被害児童の立場に立ち、全力で支援を行い、被害児童を絶対に守り通す強い決意をもつ。
- (2) 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、関係児童やその保護者への説明責任を果たす。

- (4) 加害児童に対してはその背景を探りながらも、毅然とした対応と反省を促す継続的な指導を行う。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) 「いじめ」が解消した後も、関係児童及び保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 被害児童が落ち着いて教育を受けられるように環境の確保に努める。

4. アンケート調査の実施

「いじめ」問題が生じていないか点検するために、6月、11月、2月の計3回、アンケート調査（「ともだちアンケート」）を実施する。また、必要に応じてアンケート調査をもとに事実関係の聞き取りを実施し、早期に適切な対応を行うこととする。

5. 「いじめ防止対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任を基本的構成員とし、「いじめ防止対策委員会」を設置する。また必要に応じて養護教諭、当該担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等を構成員に加えることとする。

本委員会において、「いじめ」防止に向けた取組について学期ごとに定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、年間を通して「いじめ」防止に向けた取組の工夫改善に努める。また、「いじめ」問題への対応として、「いじめ防止に向けての学校づくり」等をテーマにした校内研修を夏季休業中を含め年に複数回実施し、教職員全員の共通理解を図ることとする。

【「いじめ」発見後の措置について】

- (1) 「いじめ」を発見又は通報を受けた教職員は学年主任・生指主事・管理職に直ちに報告する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」を早急に開催し、速やかに関係児童から事情を聴き取る体制等の方針を確定し、「いじめ」についての事実の有無の確認を行う。
- (3) 「いじめ」の問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の参加を要請する。
- (5) **重大事態(※)**への対処については、下記事項を参照のこと。

※重大事態とは、

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合。

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・年間30日が目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

ウ)「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」

【重大事態への対処について】

重大事態の認知後、早急に教育委員会に報告を行い、学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断する。

学校が調査の主体となった場合

- ① 「いじめ防止対策委員会」が調査機関として事実確認等徹底した調査を実施する。
- ② 「いじめ」を受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供すること。
(関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。)
- ③ 調査結果を教育委員会に報告する。
(「いじめ」を受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。)

6. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用した「いじめ」などについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校からのネットトラブル防止啓発プリントの配布や非行防止教室でのネットトラブルの話、各クラスでの携帯電話の使い方の話し合い、教室での掲示物等を活用してネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める機会を設定する。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

7. 「いじめ」事象に対する基本的対応について

- (1) 遊びや悪ふざけなど、「いじめ」が疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。(「いじめ」行為を止めることを最優先とし、その後に理由等をじっくり聞き取ること)
- (2) 「いじめ」を知らせてきた児童の安全は、状況に応じ匿名性の確保を図る等の配慮をすること。
- (3) 「いじめ」の状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) 「いじめ」を見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、「いじめ」を止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えること。(傍観者への対応)
- (5) 「いじめ」をはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は「いじめ」に加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (6) 教員評価においては、「いじめ」の問題に関する認識状況や解決への具体的対応について評価する。単純に「いじめ」の有無やその多寡等を形式的に評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、「いじめ」が発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組等ができたかどうかで評価されるように留意すること。